

日本銀行前史の一資料

岡田俊平

一

明治二年に先進国の銀行制度を模倣して為替会社(バンク)が創設された。しかし、この為替会社制度の構想を固めた維新政府の当事者は経済近代化に対する金融機関の組織・機能について十分な考察を進めるに足る情報をもっていなかった。

為替会社は明治三年八月制定の「通商司心得」にあるように、「各国バンク」の法にならって設立されたのであるが、それがいづれの国の銀行制度を移植したものであるかは確かめることはできない。⁴⁾しかし、為替会社は両替・為替・預金・貸付等の金融業務を営み、さらに銀行券発行の特権を認められたのである。この場合の発券制度は、通商司の統轄のもとにあったとはいえ、各為替会社が許された最高発行額の限度内でそれぞれ市場の景況にしたがって銀行券を発行することのできる分散発行制度であった。

明治二年一月以降諸藩から版籍奉還の建白が続々となされ、政治体制は形式上中央集権的なものに移行する形勢を示していた。しかし、同年六月に版籍奉還の願いが受理された時にも、旧藩主がそのまま藩知事に任命されるという過渡的な措置がとられるような事態であった。まして経済体制は藩を主体とする地域的経済組織が持続されており、国民経済的な体制への変革はほとんど行なわれていなかった。したがって、この時点における金融制度・発券銀行に関して、中央銀行による集中発行制度が考慮される基盤はいまだ生育していなかったのである。

為替会社制度はむしろ従来の両替商金融の要素を多分に残していたのであって、わが国経済の近代化をはかる政府の方策に十分に対応し得るものではなかった。その結果、近代的金融制度の整備についての基礎的な要件を探究するために、明治三年十一月大蔵少輔伊藤博文を团长とする財政金融調査団がアメリカに派遣された。その調査にもとづく伊藤博文の回答は、当時のアメリカにおける国法銀行制度をもって理想的な銀行制度であるとするものであった。^②

伊藤博文が提案する分散主義銀行制度に対して、一方に集中主義銀行制度こそが、わが国の経済発展に必要な金融制度であるとする意見があったことも当然である。どのような銀行制度を確立すべきであるかの基準は、その国の政治体制と経済発展段階によって決定されるものであろう。廃藩置県以前における府藩県制の連邦的要素をもつ政治体制を現実形態と見るものには、アメリカ連邦の分散主義銀行制度が適当と思われたであろうし、一方府藩県体制を改廃して、イギリスに見られるような王政による中央集権的近代国家の実現を理想とするものには、集中主義銀行制度が必要であると考えられたであろう。このように政治経済情勢をどのように認識するかの立場にもとづいて、銀行制度に関する論議が廃藩置県の実施される明治四年に行なわれたものと思われる。

明治四年に銀行制度に関する論議が行なわれたが、その論点は銀行券の発行を分散的の制度とすべきか、あるいは集中的の制度にすべきかの問題よりも、むしろ国法銀行のように銀行券発行準備として合法貨幣という概念を認めるか、あるいはイングランド銀行のように正貨準備を基本とすべきかの問題に重点がおかれていたといふことができる。それは、当時の通貨問題としては政府紙幣の価値安定が最も緊急の課題であつたからである。⁽³⁾

大蔵大輔大隈重信、大蔵少輔井上馨から当時在米中の伊藤博文宛に出された明治四年一月二日付の通貨問題についての書翰に、「バンク・オブ・ジャパン」設立の構想が示されている。それによると、政府発行の新紙幣の価値を安定せしめるために、それを正貨兌換券とし、三井組のような豪商の信用機能を利用して、その兌換券発行業務を行なわしめようという意見であることが知られる。⁽⁴⁾ この意見に「三井ノ如ク大家ニバンク・オブ・ジャパントナシ」とあることから、あたかも中央銀行設立を企図しているかのような印象を受けるが、バンク・オブ・ジャパン設立案の主たる目的は、明治二年五月二十八日の布告による政府紙幣の正貨兌換業務を、どのような制度によって実施するかという点にあつたことは明らかである。もつとも三井組のような金融資本に依拠して政府紙幣兌換業務を行なう構想は、為替会社による銀行券の分散発行制度を批判する意味をもっており、集中発行制度へ移行しようとする意図のあつたことも否定できないことであらう。

明治四年四月二日付の伊藤博文宛の大蔵省御用状には「真貨準備之会社ヲ設ケ西州普通ノ『バンクノート』法ニ帰セシメ往々紙幣真貨之別ナク互用之道相立候上ニテ紙幣ノ実理活法ヲ得ルト可申⁽⁵⁾」とあり、この真貨準備の発券銀行を当時の論議においては「ゴールド・バンク」あるいは「金券銀行」という名辭で表示している。⁽⁶⁾ この「真貨準備之会社」がヨーロッパ普通の兌換券発行を行なうものであることは明示されているにしても、ヨーロ

ツパ普通の発券銀行が直ちに中央銀行を意味するものであるということは大蔵省御用状からだけでは断定できない。「明治財政史」では「英制ゴールド・バンク」の組織による兌換券発行制度を主張するものであったと述べられているが、おそらく、それはイングランド銀行を指しているのである。⁷⁾ 明治四年十二月二日に吉田大蔵少輔・井上大蔵大輔からアメリカ出張中の中島信行・吉田二郎宛に出した文書にも、兌換銀行券発行について、その発行高の六・七割位の高率の正貨準備をおくべきことが強調されている。⁸⁾

明治四年七月、三井組が大蔵省に提出した三井組バンク開業願書に添えられた「証券発 hands 手続概略」に「英国政府ノ銀行バンク・オフ・イングランド発行ノ法ニ倣ヒ」真貨兌換の銀行券発行の方法が説明されている。⁹⁾ ここにイングランド銀行の名称が見られるのであるが、これはさきにあげた一月二日付の大隈・井上書翰にある「バンク・オブ・ジャパン」の構想が具体化されたものといえることができる。しかし、ここにイングランド銀行がモデルとしてあげられてはいるが、それは必ずしも金融政策の中核機関としての中央銀行の機能を果す制度を意味しているのではなく、イングランド銀行の銀行券発行制度に倣って兌換券を発行し、それを法貨として認められるべきことを要求しているものである。したがって、三井組出願の発券銀行が明確な中央銀行設立の構想であったということは困難であろう。それはイングランド銀行の銀行券発行制度を模範とする点に重点をおくものであると思われる。むしろ、この時点すなわち一八七〇年代初期におけるイングランド銀行はいまだ営利的であり競争的な銀行、すなわち商業銀行的な性格を残していたことを認識してそのような銀行の設立が考えられたのではなかろうか。またさきにあげた「証券発 hands 手続概略」にイングランド銀行を「英国政府ノ銀行」と規定していることを見ても、正金兌換証券銀行設立の目的は、それによって政府新紙幣の兌換を助け、財政難を救うというこ

とに重点がおかれていたものといえるのである。

明治五年の国立銀行制度成立に至るまでの過程において、アメリカの国法銀行制度によるべきか、イギリスの「ゴールド・バンク」の組織によるべきかの議論があった。伊藤博文が提唱する国法銀行制度は紙幣銀行であつて完全なものとはいえないとして、「ゴールド・バンク」、すなわち金券銀行を主張したのは大蔵少輔吉田清成であつたと伝えられている。この金券銀行の組織はイングランド銀行すなわち中央銀行を意味するものであつたといわれている。しかし、吉田清成の意見の内容がどのようなものであつたかは明らかにされていない。¹⁰

国立銀行条例制定にあたって、「国立銀行論者ハ其主張に係ル紙幣兌換主義ヲ改メテ正貨兌換ト為スコトヲ諾シ、又金券銀行論者ハ公債証書ヲ抵当トシテ銀行紙幣ヲ発行スル計画ニ対スル攻撃ヲ控ヘ」て両者の意見の調和を見るに至つたと「明治財政史」が記述している。¹¹これによると紙幣銀行か金券銀行かの議論の焦点は、銀行券発行について国債預託制度を認めるか否か、あるいは発行準備を合法貨幣とするか正貨のみに限定するかの問題にあつたことが知られる。したがつて金券銀行論者のいう中央銀行とは、政府の銀行としての機能と、兌換券の集中発行権を認められる組織を考えていたものと推察できるのである。

- (1) 「貨政考要」下編、六三頁。
- (2) 同右、二〇六頁、「明治財政史」第十三巻、一八頁、「伊藤博文伝」上巻、五二五頁。
- (3) 拙稿「明治初期における地金主義の展開」(「金融経済」第一二六号)において、この点についての考察を述べたので、ここではその詳説を省略する。
- (4) 「大隈重信関係文書」第一、三三三—三五頁、明治四年六月に大蔵省から三井組に対してなされた「真成之銀行」設立

日本銀行前史の一資料

についての論達と、一月二日付伊藤宛大蔵省書状にある「バンク・オブ・ジャパン」の構想との関連性、さらに七月の三井組による発券銀行創立願書提出に至る経緯については、田中生夫「明治四年の銀行論争」（渡辺佐平教授還暦記念論文集「金融論研究」所収）、岩崎宏之「国立銀行制度の成立と府県為替方」（三井文庫論叢「第二号所収」）にきわめて周到精密な研究がなされており、大蔵省首脳部において中央銀行的発券銀行設立方策が進められていたことが解明されている。

- (5) 「貨政考要」下編、二二一頁、「明治財政史」第十三卷、二五頁。
- (6) 「貨政考要」下編、二〇六頁、二二三頁。
- (7) 「明治財政史」第十三卷、二七頁。
- (8) 同右、二八—九頁。
- (9) 「貨政考要」下編、二〇二頁、「明治財政史」第十二卷、五〇一頁。
- (10) ゴールド・バンク論と吉田清成の関係については、高垣寅次郎「明治初期日本金融制度史研究」第九章第一節「中央銀行の発想と吉田清成」に精細な研究がなされている。
- (11) 「明治財政史」第十三卷、二八頁。

一一

明治九年の国立銀行条例改正の時にも、大蔵省においては銀行券発行を正貨兌換制にすべきか、通貨兌換すなわち合法貨幣兌換制にすべきかの点のみが検討されており、その発行制度を分散発行制度のままにすべきか集中発行制度に改めるべきかの可否についての論議は見られない。ただ国立銀行条例改正について紙幣寮附属書記官

雇アラン・シャンドは批判を加え、銀行券発行は分散的制度ではなく、政府の管轄を受ける単一銀行に集中すべきこと、銀行券発行より生ずる利益はその国の人民に帰属するものとして政府に収めるべきであることを述べている。そして英国では一八四四年のピール条例によって、銀行券の発行をイングランド銀行に集中する方策が定められ、それ以後次第にその方向に進展しつつあること、またフランスではフランス銀行がドイツでは帝国銀行が、それぞれ銀行券発行の特権を与えられていることをあげている。しかし、これらの銀行は銀行券発行に関しては恰も政府の役所または政府の代理としての地位におかれている。その理由は銀行券発行が必ずしも本来の銀行業務ではないからであると説いている。⁽¹⁾

わが国において中央銀行制度の設立を具体的に主張したのは、大隈重信と伊藤博文の両参議連名で提起された「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立センコトヲ請フノ議」である。⁽²⁾ この建議が提出された日は明示されていないが、明治十四年八月一日に建議の趣旨にしたがって銀行設立の詳細な方案を調査提出すべしという指令が出ているので、この建議は八月一日以前のものであることが知られる。大隈・伊藤は、この建議において、正貨兌換券発行の準備として正貨を蓄積するために、公債を新募して資本金を集め一大正金銀行を設立することを提案している。

この銀行は、(一)市場貿易の景況にしたがって外国為替相場を操作して正貨の集散を調整し、(二)また広く海外の各地に為替取引のコレレス関係を結んで邦商に経済的利便を与えること、(三)正貨蓄積の上は政府紙幣の発行を止めて兌換銀行券を発行すること、(四)さらに金利の高低を規制すること等の機能を果すものであり、(五)その上この銀行は国庫の出納に関して「バンク・オフ・エンゲランド」とイギリス政府との関係あるいは「バンク・デ・フ

ランス」とフランス政府との関係のように、政府と親密な関係をもって政府の代人として、財政について政府のために労役する機関となり、国内の小銀行の組成と性質とを改良せしめるものとなるべきであると説いている。このように、金融機構の中枢機関であり、また単一の発券銀行であり、さらに政府の銀行であるという中央銀行的機能を果すものとして、明治十三年二月に設立された横浜正金銀行を拡充変革して、これに当てようとする意見である。

大隈・伊藤の大正金銀行設立案は政府の指令にしたがって具体的な方案まで草定されていたが、明治十四年の政変によって大隈が下野せしめられ、建議者の一人であった伊藤は同年十一月に右の方案を取り下げること上申した。⁽³⁾ この正金銀行を中央銀行に発展せしめる建議を批判するものは、同年九月に内務卿松方正義が太政大臣三条実美に提出した「財政議」である。⁽⁴⁾

松方はこの建議において中央銀行の地位を貨幣運用の機軸と定義し、その機軸を定めるために官民共立の「日本帝国中央銀行」を設立し、大蔵省の管理の下におくべきことを主張している。日本帝国の中央銀行として果すべき機能としてあげられているのは、(一)国庫の出納を取扱うこと、(二)全国貨幣運用の景況を注視し、各地の諸銀行又は諸会社等に対して全体の運用を総理すること、(三)直輸貿易のため荷為替業務を行ない正金を国庫に蓄積すること、(四)単一発券銀行たる特権をもつこと等である。このうち荷為替業務を行なう外国為替部には横浜正金銀行を吸収し、新たな中央銀行の設立が困難である場合には、第十五国立銀行の性質を変えて、中央銀行とする提案がなされている。この点、大隈・伊藤建議が横浜正金銀行を転換しようとしたのに対して批判的な意見である。国際収支の改善が当時の通貨不安を解決する基本政策であると考えていた大隈・伊藤と、国内通貨量の調整

を強行することのできる中央集権的機構の必要を考えていた松方との対立を示すものであろう。

「財政議」の内容は修正整備され、翌十五年三月一日松方大蔵卿建言の「日本銀行創立の議」となったのである。⁽⁵⁾ 以上述べてきた諸建議に見られるように、中央銀行設立の問題は永年にわたって検討されてきたのであり、その結果漸く明治十五年六月二十七日に日本銀行条例が制定されるに至ったのである。以上あげてきたいくつかの意見のほかに、外国人による「日本帝国銀行」設立案が「大隈文書」の中に残されているので、それをここに紹介しようと思う。これが中央銀行の設立を検討していたわが国の政府にどのような影響を与えたかは知り得ない。しかし、横浜正金銀行設立に至る過程においても、アメリカ人バッチェルダー (J. M. Batchelder) によるシムラー・バンク設立の提案が見られるように、⁽⁶⁾ 明治初期の貨幣・金融制度の近代化について先進国の制度を積極的に移植し、欧米人の意見を聴取することに努めていた当時のわが国の態勢の中にあつて、外国人によるこれらの問題に関する意見は少なからず利用されていたものと考えてよいであらう。

「日本帝国銀行設立願書」は明治十一年六月二十七日付でイタリー人ウイズニエヴスキー公 (Prince Wiaznievski) からわが国の政府に申請されたものであつて、大蔵省の藤井善言が翻訳している。⁽⁷⁾ この願書は同年十一月二十四日内容の一部訂正の上再び提出された。その再願書にはイタリーの特命全権公使コント爵ユリス・バルボラーニー (Conte Barborani) による大隈大蔵卿宛の次のような推薦状がつけられている。

「……私儀伊太利国人「ウイズニエヴスキー」公之名代トシテ同氏ヨリ差出候日本帝国銀行創立之儀ニ付再度ノ願添呈仕候

乍御面倒該書御閲読被下候得者過般之書ヨリモ一層着実に候事御了解可相成ト奉存候殊ニ第十七条ニハ允可

受主ハ国法ヲ遵守致一切他国ノ立入ヲ不許旨掲載候間此処モ特別ニ御注意被下度候

儲私儀右ノ見込御勸メ申上候ハ日本帝国将来之経済上ニ裨益可有之ト思考候而已ニテハ無之日本伊太利兩國之貿易交際之進歩ヲ相助ケ可申ト存スル故ニ御座候又私儀口上ニテ解説申上候事御望ニ候ハバ其段御報道被下度早速出京可仕候……」⁽⁸⁾

このイタリー公使の書翰に述べられているように、「日本帝国銀行設立願書」は再度提出されたものである。しかし、この書翰の邦訳の下ケ紙に、「本文願書ノ儀ハ目下翻訳中ニ付追テ出来ノ上可仕高覧候」とあり、再願の原文も訳文も、残されておらず、その内容は知ることができない。また出願人のウイズニエヴスキー公がどのような人物であるかも管見ではいまだ明らかでなく、今後の探究を待たねばならない。

明治十一年六月二十七日付で提出されたウイズニエヴスキーの願書によると、イギリス・フランス・イタリア・ドイツ等における中央銀行の例をあげ、日本においても行政上中央集権的体制を確立するためには、鞏固な中央銀行を設立して財政を統一しなければならない。その目的を達成するために、「日本帝国銀行」(Banque Impériale Japonaise)の名称の下に中央銀行を創立する特許を与えられんことを求めているのである。その中央銀行はイギリス・フランス・イタリアの銀行条例を根拠として設立し、次のような機能を果すものとすると言っている。すなわち、(一)兌換銀行券発行の特権を有すること、(二)政府の銀行として公債の引受けを行なうこと、(三)手形割引・証券担保貸付を行なうこと等である。

この提案の趣旨は、さきにあげた明治四年の三井組によるイングランド銀行にならった発券銀行の構想、あるいは明治九年のアラン・シャンドによるイギリス・フランス・ドイツの例にしたがった集中発行制度支持の意見

等と共通するところのあることが知られる。このように銀行券の集中発行制度についての考慮はすでに為替会社制度成立の直後からなされており、アメリカの国法銀行制度移植の問題をめぐって激しい論争がなされていたことは既述したところである。しかし、分散発行制度が長期間持続し、漸く明治十年代のインフレーション進行の過程において、通貨不安を解消することが切実な問題となり、集中発行制度の実施、さらに中央銀行の機能を具体的に考究する段階に金融制度論争が凝集していったものといえよう。

- (1) 「明治財政史」第十三巻、一一八―一二三頁。
- (2) 「大隈文書」A二二、(早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第三巻、四七二―四頁)。
- (3) 「大隈重信関係文書」第四、四八一―二頁。
- (4) 「松方伯財政論叢集」(「明治前期財政経済史料集成」第一巻、四三三―八頁)。
- (5) 同右、四三八―四七頁。
- (6) 「大隈文書」A一一七一、このことについては、拙著「明治前期の正貨政策」第六章、第二節「正金銀行設立案」に記述したのでここでは省略する。
- (7) 「大隈文書」A一一六六。
- (8) 同右、C三四。

三

「伊国人日本帝国銀行設立願書」の全文をわが国における中央銀行成立前史に関する一つの資料として引用することにしたい。この願書は日本銀行調査局編「日本金融史資料」明治大正編、第四巻、大隈重信関係文書の中

日本銀行前史の一資料

に収録されている。それと次に掲げるものとは些細な異同があるが、それは原文書の不鮮明な字句を如何に読解したかによるものである。

『伊国人「ウイズニエウスキー」公銀行設立願書』

大蔵省翻訳課 藤井善言訳

日本皇帝陛下ノ政府へ呈ス

第一条 銀票^{ビイフシツク} ○ハ數百年來日本國ノ知道シテ通用セシモノナリ數多ノ州立銀行アリ銀票發行ヲ為セリ

○ 即チ銀行紙幣

第二条 歐羅巴ニテモ亜墨利加ニテモ銀行ハ概ネ商業危急ノ時ニ際シテ別テ危キモノナリト知道ス

第三条 鞏固ニ設立セル銀行ノミ正金ノ準備ヲ失ハス 且能ク兵時兵員増加理財上ノ困厄ニ當テ政府ヲ輔助シ得ルモノトス

第四条 此故ニ英國ノ議院ハ通貨議案并千八百四十四年ノ議案ヲ以テ英國銀行ヲ設立シ單一ナル中央銀行トセリ 仏國ニテハ千八百四十八年州立銀行十個ヲ合併セシニ依リ銀票ノ信用ト流通ヲ増加シテ大美景ヲ生セリ 千八百四十六年猶ホ州立銀行ノ存在セシ時ニハ該州立銀行ノ通貨ト仏國銀行并附属銀行ノ通貨ヲ合テ三億六千三百万「フランク」ヲ超ヘザリキ然ルニ千八百六十三年ニ至リテハ八億ヲ超ヘタリ

千八百五十一年七月二日「コント」爵「カウル」氏議院に於テ開陳シテ曰ク「我等ハ毎々商業ヲ覆滅セントスル危急ヲ救フニハ極テ鞏固ナル中央銀行ニ依ラザレバ別ニ良方ナシト信ス」依テ伊太利國ニ中央銀行ヲ創立セリ

亞墨利加ニテモ大危急ノ後中央銀行ノ緊要ナルヲ知了セリ 日耳曼ニ於テモ許多ノ銀行濫立セシニ依リ帝國銀行ヲ設立スルノ緊要ナルヲ發見セリ

第五條 今ヤ争乱ニヨリ好變革ヲ生シ日本ノ十八州原文ママハ一致シテ皇帝陛下ノ直轄ニ歸セリ

第六條 行政上ノ一致ヲ完全スル為メ宣ク鞏固ナル中央銀行ヲ設立シ財政ノ一致ヲ為スコシ但日本国在来ノ州立銀行ノ權理ト職分ヲ侵スヲ得ズ

日本国理財ノ位地ヲ認知シ及ヒ右ノ条件ヲ察考シテ款尾ノ記名人左ノ規則ト条約ヲ以テ日本帝國銀行ノ名稱ヲ附シ所謂中央銀行ナルモノヲ創立スル允可ノ公書ヲ請求ス

第一條 「ウイズニエヴスキ」公并其社中ハ日本皇帝陛下ノ政府ヨリ帝國銀行、紙幣發行、割引ノ特許ヲ受タル者ト明認セラル 但總テ他ノ類似ノ所為ヲ許サレズ

第二條 日本帝國銀行ハ準備正金ノ四倍ニ至ルマデ到着払、持參人払ノ銀行手形ヲ發行スルヲ得可シ

第三條 日本在来ノ諸銀行ハ従前ノ通り到着払、持參人払ノ銀行手形ヲ發行スルヲ得可シ 但該銀行手形ハ帝國銀行ノ証印ヲ捺スカ然ラザレバ(歐洲ノ諸大國ニ行ハルル如ク)日本全國ノ銀票ト同種類ニ作ル可シ

第四條 右諸銀行ノ發行スル銀票ニハ帝國銀行ノ記名ヲ為サシ

第五條 當銀行ハ貳千萬「フランク」(八十万磅)ノ結社資本ヲ有セン 一株五百「フランク」(二十磅)トシ之ヲ一連ニ五百万「フランク」(二十万磅)ツツ發行シ五千万「フランク」(貳百万磅)マデ増加スルノ權アリ

第六條 銀行ハ屬店ブツ□ハ支店ノ設アル都會へ振出ス三記名ニ於ケル六ヶ月期払迄ノ商券ヲ割引セン 但商社ニテ價值ヲ示定セル日本或ハ外国ノ公債証書ノ讓渡ヲ以テ商品ノ為メニ作レル商券ニ至テハ単ニ記名ノミナルヲ

割引セン 且此記名ノ撰扱ハ銀行會議ニ於テ毎六ヶ月ニ定メン

(下ケ紙此一段原文解シ難シ因テ原文ノ低ヲ訳ス)

商品大寄託所、通常寄託所或ハ一般ノ商店ニ寄託セル生糸商品ニ關スル寄託証書或ハ抵当証書ヲ割引セン

第七条 銀行ハ自家ノ為メニ宝金屬ヲ売買セン或ハ他人ノ為メニシテ其手数料ヲ收メン

第八条 金剛石、金、銀、外国市場ヘノ為替証書、内外ノ記名無記名公債証書ヲ寄託品トシ或ハ前払金又ハ為

替証書ノ抵当トシテ或ハ管護品トシテ受納セン 而シテ其受託料ヲ收メン

第九条 払入ルル金額及ヒ払入ルル金額証券ヲ時価ニテ受收シ該金額ヲ払入レシ人ノ注文ニ応シテ払出サン

第十条 允可受主〇ハ銀行ノ資本ヲ作ルニ(歐洲大会社ノ行フ如ク)或ハ自身ノ財産ヲ以テシ或ハ株金ヲ以テセ

ン

〇 即チ基業人

第十一条 今設立ス可キ銀行ノ条例ハ英國仏国伊国ノ銀行条例ヲ根拠トシテ定メン 而シテ株主ト允可受主トノ間ニ定メタル約束ヲ守ラン

日本皇帝陛下ノ政府ハ条例ノ允准ヲ与フルコトヲ約ス

第十二条 銀行ハ東京、倫敦、巴里ノ三ヶ所ニ本店ヲ設ケン 而シテ日本政府ノ理財上ト商業上ニ要スル地方ヘ屬店ヲ建テ支店ヲ開カン

第十三条 皇帝政府及ヒ日本ノ都会州邑ト共ニ募債、國債証書ノ発行ノ一部或ハ全部ヲ請込約条セン

第十四条 銀行ノ銀票ハ合法通貨即チ政府ノ金庫ニ受取セラル可キ貨幣タル特權ヲ有セン

第十五条 銀行ノ得タル純益金ハ左ノ順序ノ如ク分配セラレン

一、銀行株主ヘ払フ可キ利息ハ年八分ノ割合ヲ以テ銀行本店属店支店ヨリ渡ス可シ

一、益金ノ過剩ハ左ノ如ク分配セラレン

準備資本金ヘ百分ノ二

株主ヘ 百分ノ六

允可受主ヘ 百分ノ \square _△

基業允可受主ヘ授クル該金額ヲ二万分ニシテ其一ヲ各株ヘ配当シテ之ヲ二万株ノ益金トス

按ニ基業允可受主ハ二万株ヲ有スル者トシ之ニ二万株ノ益金ヲ給スルノ意ナラン

第十六条 当允可ハ銀行設立ノ時ヨリ九十九ケ年間請願人ヘ授与セララル 而シテ其設立マデニケ年ノ延期ヲ允

可受主ヘ授与ス

第十七条 允可公書ハ和文英文仏文ニテ筆記ス 法律上ニテ株券ノ動産タルヤ不動産タルヤニ至テハ允可受主

ハ国法ヲ遵守セン

第十八条 皇帝政府ノ諸官人并ニ外国派出官ハ允可受主ヘ堅固ナル助力ヲ為サン 且当宣示ヲ十分ニ施行スル

為メニ要スル保護ヲ為サン

何国 月 日

政 府

政府
ノ
印

外 務 卿

外務
卿
ノ
印

外務卿ノ印ヲ合法ナリトス

日本銀行前史の一資料

巴里府羅馬街八号

伊太利国人

「オヒシエー・ド・ラ・クーロンヌ・ヂタリー・エ・ドルドル・デ・サンモーリス・エ・ラザール」

伊国勲位「シユヴハリエー・ド・ロルドル・ロワイヤル・ド・ウハサード・スウエード」瑞典国勲位

千八百七十八年六月二十七日

願人

ウイスニエヴスキー公

下ケ紙

按ニ本条ノ案文ニテ採用セラルルトキハ約定書ヲ此通り騰写シ此所ヘ斯クノ如ク政府ト外務卿ノ捺印ヲ請ケ伊国全権公使ノ証明ヲ受ル願望ナラン